

(審査案件96号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

①千曲市冠着橋工事においてITアドバイザーが特記仕様書に載っていた件のうち、公開になったものを除くすべての資料、②入札図書の電子納品に関する部分において記載内容のアレンジや追加されたことが分かる書類に関する公文書公開請求に対し、①・②ともに不存在とした長野県知事の決定については、①の請求に係る担当者間でやり取りされた電子メールは公文書に該当するため公開するべきであり、その他の決定については妥当である。

### 第2 審査請求の経過

- 1 平成28年10月14日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、別表「公開請求の内容」欄記載の内容で公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成28年10月28日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対して、別表「該当する公文書を管理していない理由」欄に記載の理由で不存在決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 平成29年1月31日、審査請求人は本件実施機関に対し、上記第1の①に係る本件決定について、存在するはずの建設政策課技術管理室（以下「技術管理室」という。）と千曲建設事務所との電子メールが決定に含まれておらず不当とし、また、上記第1の②に係る本件決定については、請求の事案から考えると、不存在決定までの期間が短すぎ不当であるとして審査請求がなされた。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 冠着橋解体工事の入札に関する県民ホットラインは、A4用紙3枚にも及ぶ長文であった。県民ホットラインを受けた技術管理室は千曲建設事務所に対してその内容を電話で読み上げて伝えたと主張するが、千曲建設事務所の担当者は、その内容をメモも取らずに建設事務所長へ伝えられるはずがない。県民ホットラインの回答は、知事に代わって回答するものであり、回答作成にあたり記録を適切に残すのは当たり前である。
- 2 技術管理室から千曲建設事務所へ県民ホットラインの回答についての電子メールがあったにも関わらず、本件実施機関は電子メールでのやり取りは一切なく、県民ホットラインの回答を千曲建設事務所に電話で確認しただけと主張していたが、千曲建設事務所を訪問した際、県民ホットラインの回答の電子メールを確認している。
- 3 本件請求の内容が、長野県の過去を含むすべての工事を対象にした公開請求の内容であるにも関わらず、2週間という短期間で不存在決定をしており、適切に文書の検索が行われたとはいえない。

#### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 県民ホットラインの回答は、基本的に技術管理室が責任をもって回答している。現地機関に県民ホットラインの内容などの文書を送り、回答の作成についてやり取りを要するものではないため、今回の回答についても、千曲建設事務所に電話で事実関係等を確認すれば足りる内容であり、当該確認に関する記録等は作成しなかった。
- 2 県民ホットラインに関する電子メールは、その回答内容について審査請求人から千曲建設事務所へ問い合わせがあった際に、対応ができない等の不手際の無いよう、千曲建設事務所の担当者へ情報提供したものであって、組織共用している文書とはいえない。
- 3 現場説明事項・施工条件明示<sup>1</sup>のうち、電子納品に係る記述は、電子納品推進事業<sup>2</sup>とする場合における留意事項のみである。工事を行うに際し、電子納品推進事業と

---

<sup>1</sup> 「現場説明事項・施工条件明示」…工事を行う際の条件等を記載したもの

<sup>2</sup> 「電子納品推進事業」…調査、設計、工事など各段階業務の最終成果物を電子データで納品すること

する場合は修正等を加えずそのままとし、電子納品推進事業としない場合にはその記述部分の削除又は見え消しを行う取扱いをしているため、電子納品に係る記述内容について一般的にアレンジや追加を行うことはない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 技術管理室と千曲建設事務所の間で県民ホットラインの回答作成に関する確認等の記録を残していないことについて

#### (1) 本件実施機関における文書の作成について

文書の作成については、その正確性の確保・責任の明確化の観点から、長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）第3条において「事案の処理は、次に掲げる場合を除き、文書を作成することを原則とする。」と定められており、文書作成の例外として、同条第2号は「処理に係る事案が軽微なものである場合」としている。処理に係る事案が軽微なものとは、電話で照会があった事項に対する回答や、日常的な事務処理など、文書を作成して記録にとどめることを要しないものを指すものである。

#### (2) 審査請求人が主張する文書の作成の必要性について

県民ホットラインの回答の作成については、事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）第6条第3項において、本庁の課室長が専決することとされており、本件においても回答案を技術管理室の担当者が作成し、技術管理室長の決裁を経て回答に至っている。

今回、県民ホットラインにより審査請求人から寄せられた意見や質問の内容は、入札の手続に関するもので、技術管理室で対応できるものであった。このことからすれば、技術管理室が千曲建設事務所へ電話した内容は、回答案の作成にあたり念のため事実関係の確認をした日常的な事務処理といえるものであり、文書に残す必要性のない内容のものと認められる。

よって、技術管理室と千曲建設事務所との間で県民ホットラインの回答作成に関する確認等の文書を作成していないことは、特段不合理なこととはいえない。

### 2 技術管理室から千曲建設事務所へ送信した電子メールについて

#### (1) 電子メールの公文書該当性について

技術管理室から千曲建設事務所へ送信した電子メール（以下「本件電子メール」という。）は、審査請求人からの冠着橋解体工事の入札に関する県民ホット

ラインの回答について、技術管理室から千曲建設事務所に情報提供のため送られたものである。本件電子メールは、審査請求人からの別の公文書公開請求で2件特定されているところであるが、本件電子メールの公文書該当性について以下検討する。

条例第2条第2項は、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第15条において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と定めており、電子的に保管されている電子メールも本規定で定める公文書に該当する可能性がある。

県で利用されている電子メールには、所属ごとに割り当てられている電子メールアドレス（以下「所属アドレス」という。）と、職員個人ごとに割り振られている電子メールアドレス（以下「個人アドレス」という。）により送受信されるものがある。情報セキュリティを具体的実施するための手順及び細則を定めている情報セキュリティ対策実施手順において、県の電子メールは、所属アドレス・個人アドレスともに、業務遂行目的以外に使用しないこととされているので、これらの電子メールアドレスで送受信された記録は、原則として職務上作成・取得されたものということができる。

一方で、個人アドレスについては、公務における職員間の連絡や調整及び問い合わせなど、電話やメモに代わる手段として用いることを原則としており、個人アドレスでやり取りされた電子メールは軽微な内容に係るものとして、原則として公文書として保管する必要性はないものとされている。もっとも、電話でのやり取りにおいても重要なものは口頭電話記録を作成し保存していることと同様に、個人アドレスでやり取りされた電子メールも、その内容の重要度や目的に応じ、公文書として保管される必要があるものもあると考えられる。

## (2) 技術管理室と千曲建設事務所の間での情報提供について

本件電子メールは、本件実施機関によると、県民ホットラインの回答内容について情報提供するため、技術管理室の担当者の個人アドレスから、千曲建設事務所の課長及び係長の個人アドレスに送られたものである。

本件電子メールは、県民ホットラインへの回答という業務に係るものであって、職務上作成・取得したものであることができる。前記2(1)でも触れたように、個人アドレスでのやり取りは原則電話やメモに代わる手段であり、必要に応じて公文書として保管されるべきものであるところ、本件電子メールは複数の職員に送られていたことに加え、審査請求人に対し適切に対応することを目的に送られているものであることを踏まえると、これらの状況から本件電子メールが業務上必

要なものとして利用することを想定し保管されているという共用文書の実質を備えたものであるといえる。

よって、本件電子メールは公文書として取り扱われるべきものであり、本件請求に対しても公文書として特定し、公開すべきものであった。

### 3 その他の審査請求人の主張

審査請求人のその余の主張については、本件決定とは関係がなく、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

なお、長野県の過去の工事を含むすべての工事を対象とした公開請求の内容であるにも関わらず、2週間という短期間で不存在決定をしており不当との主張について、現場説明事項・施工条件明示のうち電子納品の記述に係る建設部の取扱いは、前述第4の3に記載のとおり、変更する場合であっても削除又は見え消しとすることを様式を示して全庁的に周知しており、このような取扱いを前提とすれば、当該部分についてそれぞれの工事内容に応じてアレンジや追加を行うということは考えにくい。

以上の点を踏まえると、本件請求に対して15日以内に本件決定をしていることは、特段不合理なこととはいえない。

### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 5 付言

審査会は、審査請求についてより客観的で合理的な解決を図ることを目的に設置された知事の附属機関であり、その目的から一定の独立性が担保されたものである。当審査会は条例で付与された調査権限を有しており、実施機関の行った公開・非公開の決定に対する審査請求について、公正中立な第三者的立場から評価を行っている。

審査請求人は過去の公文書公開請求で、不存在とされていた文書が後日見つかるなど、実施機関の文書の特定について疑念を抱いていたところ、本件請求においても、請求に係る電子メールが公開決定時には特定されず、後日、審査請求人からの別の公文書公開請求で特定され公開に至っている。

県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資するという情報公開制度の趣旨に鑑み、実施機関においては請求され

た公文書の特定にあたり、請求者の意図を正確に把握し、公文書の特定に慎重を期し、公開決定にあたって特定漏れの無いよう努めることを望むものである。

## 第6 審査経過

平成29年 3月 3日	諮問
3月17日	審議
5月 8日	理由説明書受領
5月15日	審議
6月13日	意見書受領
6月20日	審議
7月28日	審査請求人及び実施機関からの意見聴取
9月19日	審議
10月24日	審議
12月11日	審議終結

(別表)

公開請求の内容	担当課	決定内容	該当する公文書を管理していない理由
①平成28年度防災・安全交付金（道路）工事（2）工事箇所名（一）内川姨捨（停）線千曲市冠着橋工事において、ITアドバイザーが特記仕様書に載っていた件に関するすべての資料、公開になったものを除くすべて	建設政策課 技術管理室	不存在	該当する公文書は存在しないため
	千曲建設事務所	不存在	28千建第71号一部公開決定に基づき公開した公文書以外は存在しないため
②長野県の過去を含むすべての工事の中で、現場必携 発2 施工条件明示に、15注意事項（特記仕様）（3）電子納品の部分で、「現場説明事項・施工条件明示事項」は、画一的なものではなく、個々の工事の発注に際し、その工事内容に応じて、各発注機関において記載内容の追加を行ったあるいは内容をアレンジした工事の入札公告1ページ、現場説明事項の15注意事項（特記仕様）（3）電子納品のページ、入札で決裁した書類	建設政策課 技術管理室	不存在	該当する公文書は存在しないため